

令和2年度行政事業レビューシート(内閣府)

事業名	アイヌ政策推進交付金			担当部局庁	アイヌ施策推進室		作成責任者		
事業開始年度	令和元年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	-		参事官 小林 力		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための 施策の推進に関する法律第15条			関係する 計画、通知等	アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な 方針(令和元年9月6日閣議決定)				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度以 内)	<ul style="list-style-type: none"> アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現 								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針に基づき、アイヌ施策を推進するための計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けた市町村に対し、同計画に基づく事業の実施に要する費用に充てるため、交付金を交付する。								
実施方法	交付								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の状 況	当初予算	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	278	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	▲ 278	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	0	0	722	2,281	2,303		
	執行額	-	-	644					
	執行率 (%)	-	-	89%					
当初予算+補正予算に対す る執行額の割合 (%)	#DIV/0!	#DIV/0!	64%						
令和2・3年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由					
	アイヌ政策推進交付金	2,000	2,300	「新型コロナウイルス対策関連要望額」300					
	職員旅費	2	2						
	諸謝金	1	1						
	-	-	-						
	計	2,003	2,303						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 -年度	目標最終年度 5年度	
	交付金対象事業について、 市町村が成果目標を設定 する	交付金対象事業のうち、成 果目標を設定した事業の割 合	成果実績	%	-	-	100	-	-
			目標値	%	-	-	100	-	100
			達成度	%	-	-	100	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	本交付金の支援対象事業の認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて内閣府アイヌ施策推進室が調査								

	定量的な成果目標	成果指標	単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標		目標最終年度		
							-年度	5年度	-年度	5年度	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	交付金対象事業について、 市町村が設定した成果目標 の達成割合 ※市町村ごとの事情により 達成状況の検証時期が異 なるため、現時点で令和元 年度の成果実績は記載でき ない。	交付金対象事業のうち、事 前に設定した成果目標を達 成した事業の割合	成果実績	%	-	-	-	-	-	-	
			目標値	%	-	-	75	-	75	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	本交付金の支援対象事業の認定アイヌ施策推進地域計画に基づいて内閣府アイヌ施策推進室が調査										
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック				
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込		3年度 活動見込		
	国から市町村へ交付金を支出した数		活動実績	件	-	-	14	-	-	-	
			当初見込み	件	-	-	15	30	35		
単位当たり コスト	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度活動見込				
	執行額/ 国から市町村へ交付金を支出した数		単位当たり コスト	円	-	-	46,007,571.4	75,940,000			
			計算式	円/件	-	-	644,106,000/14	2,278,200,000/30			
政策評価、 新経済・ 財政再生 計画との 関係	政策	3. アイヌ施策の推進									
	施策	①アイヌ施策の推進									
	測定 指標	定量的指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標		目標年度	
					-年度	-年度	-年度	-年度	5年度	-年度	5年度
		アイヌ政策推進交付金対象事業について、市町村が設 定した目標の達成割合(%)		実績値	%	-	-	-	-	-	-
			目標値	%	-	-	-	-	75		
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
<ul style="list-style-type: none"> アイヌ施策を推進するには、各市町村において作成し内閣総理大臣の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づいて、市町村が自主的・主体的にアイヌ施策の推進に向けた事業を効果的に取り組む必要がある。 このため、アイヌ施策の推進に向けた取組の効果的かつ効率的な実施に向けて、アイヌ施策の推進に向けた事業については具体的な成果目標を設定し、PDCAサイクルを確立する。 											
新経済・ 財政再生 計画との 関係	取組 事項	分野:	-								
	(第一 階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	元年度	2年度	中間目標		目標最終年度	
					-年度	-年度	-年度	-年度	-年度	-年度	-年度
				成果実績	-	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-	
				達成度	%	-	-	-	-	-	
	(第二 階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 -年度	元年度	2年度	中間目標		目標最終年度	
			-年度	-年度	-年度	-年度	-年度	-年度			
		成果実績	-	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-	-		
本事業の成果と取組事項・KPIとの関係											
-											

事業所管部局による点検・改善

			項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性			事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	市町村が作成し内閣総理大臣が認定したアイヌ施策推進地域計画に基づき実施される事業に対して支援を行うものである。なお、同計画の作成時にはアイヌの人々をはじめとする地域のニーズを十分に把握し、的確に反映することとしている。
			地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本事業は、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第15条に基づき、認定アイヌ施策推進地域計画に基づき市町村が実施する事業に要する費用に対して交付金を交付するものである。
			政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の目的を達成するため、認定アイヌ施策推進地域計画に基づく事業(法第10条第2項第2号の規定に基づく事業に限る。)の実施を支援するものであり、政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業である。また、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針にも基づくものであるため、優先度は高い。
事業の効率性			競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	市町村に対して交付を行っているものであり、妥当である。
			一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
			競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
			受益者との負担関係は妥当であるか。	○	交付率は8/10以内としており、市町村が一定の負担を行う仕組みとしている。
			単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	事業の要件の一つとして、「既存施設の有効活用に努めるなど、事業費が必要最小限のものとなるよう考慮された事業であること」と定めており、審査においては事業費の妥当性についても積算資料の提出を受けて確認を行っている。
			資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
			費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本交付金では、事業目的に直接関係のない経費を対象外経費として、審査の際に支援対象事業から除外している。
			不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
事業の有効性			成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標には、市町村が設定した成果目標の達成度を設定しており、市町村が作成し内閣総理大臣が認定したアイヌ施策推進地域計画に基づき実施される事業に基づく事業に交付する本事業の趣旨に鑑み、適切な指標となっている。
			事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	市町村において適切に判断し、事業の実施をしている。
			活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	申請市町村数が着実に伸びてきている。
			整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	市町村が成果目標を設定する際には、整備された施設が利用されることを想定し、事業を実施している。
関連事業			関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	アイヌ政策推進交付金は、市町村が当該市町村の区域内におけるアイヌ施策を推進するための計画(アイヌ施策推進地域計画)を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、同計画に基づいて当該市町村が実施する文化振興事業、地域・産業振興事業及びコミュニティ活動支援事業に対して支援を行うものである。文部科学省文化庁が実施するアイヌ文化振興等事業及び国土交通省が行うアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及啓発は、公益財団法人が実施する事業への補助であり、適切な役割分担を行っている。 なお、アイヌ政策推進交付金事業実施要綱において、「本事業の対象経費と重複して、各府省が所管する補助金等の交付を受けてはならない。」と定めている。
	所管府省名	事業番号	事業名		
	文部科学省		アイヌ関連施策の推進		
	国土交通省		アイヌ伝統等普及啓発に必要な経費		

点検・改善結果	点検結果	アイヌ政策推進交付金は、市町村がアイヌ政策推進地域計画において設定した成果目標の達成状況について、計画期間終了後に事後評価を行い、評価結果をインターネット等により公表することとしている(中間目標を設定している場合は中間年度の終了後も評価を実施)。また、市町村において、本事業の実施状況に関する指標を設定の上、その達成状況について毎年度検証するものとしている。
	改善の方向性	市町村が実施する成果目標の事後評価や、毎年度実施する効果検証について適時的確に把握し、内閣府としては、交付金の効果的な活用に向けフォローアップを行ってまいりたい。
外部有識者の所見		
対象自治体の数は14自治体であり、それらの自治体が目標を設定し、その達成割合について、10以上の自治体が目標を達成するための事業ということだろうか。そういうことであれば、分母が小さいので割合で示すのではなく、数で示した方が分かりやすい。また、個々の自治体の目標達成割合よりも、個々の自治体がどのような目標を立てているのか、その目標設定がそもそも適切なものであるのかという分析が必要と思われる。フォローアップを行っていくということなので、国の責務が重い事業であることを踏まえた適切なフォローアップが行われることを期待する。		
行政事業レビュー推進チームの所見		
現状通り		引き続き、効果的・効率的な事業の実施に努めることとし、効率的に執行した実績を概算要求に反映させること。 また、外部有識者の所見を踏まえ、成果目標の設定の見直しを行うこと。
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況		
現状通り		事業を実施する市町村と連携し、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえて、効果的・効率的な事業の実施に努める。 目標値については、交付対象市町村が令和元年度14市町村から令和2年度においては30市町村を超える状況となっており、今後も増えていくものと思われる。また、市町村ごとの成果目標は必ずしも一市町村一目標ということではなく複数の目標を持っていることから、数で示すよりも割合で示す方がより適切だと考えている。ご指摘を踏まえて適切にフォローアップを行っていく。
備考		

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	-	平成23年度	-	平成24年度	-	平成25年度	-
平成26年度	-	平成27年度	-	平成28年度	-	平成29年度	-
平成30年度	-						
平成31年度	内閣府 (新31 - 0005)						

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

内閣府
1,000百万円

（アイヌ施策推進地域計画の認定、アイヌ政策推進交付金の交付決定）



【交付】
(交付率: 8/10)

A. 地方公共団体
644百万円

（内閣総理大臣の認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業の実施）

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

